

請求人の氏名は省略

四国中央市監査委員 河村 聖 載  
四国中央市監査委員 新谷 末 次

### 四国中央市職員措置請求の監査結果について(通知)

平成 24 年 3 月 27 日付をもって提出のあった職員措置請求に係る監査の結果を、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

#### 記

#### 第1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 24 年 4 月 5 日に受理した。

#### 第2 監査の実施

##### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 4 月 17 日に追加の証拠の提出及び陳述を受けた。

##### 2 関係人の意見聴取

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 24 年 5 月 1 日に四国中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)から関係書類等の提出を求め、関係職員から説明と意見を聴取した。

#### 第3 請求の要旨

請求人の四国中央市職員措置請求書及び陳述による措置請求の要旨は、次のようなものである。

##### 1 請求理由

(1) 四国中央市教科書採択委員会(以下「採択委員会」という。)は、2012 年度使用中学校教科用図書として社会科歴史的分野及び同公民的分野において、育鵬社、日本文教出

版及び東京書籍の3社の教科書を答申することを決めた。

また、教育委員会は、この答申を受け、2011年8月30日の第13回教育委員会で、社会科歴史的分野及び公民的分野で育鵬社版教科書(以下「当該教科書」という。)を採択した。

- (2) 当該教科書は違憲、違法であり、採択委員会の答申(以下「答申」という。)及び教育委員会の採択(以下「採択」という。)は、違憲、違法である。
  - ア 当該教科書の記述内容には、違憲、違法があり、適切な教科書でない。
  - イ 採択委員会及び教育委員会の委員は、教科書を綿密な調査研究する資格を欠いており、専門教員である研究委員の綿密な調査研究による評価に基づかない答申及び採択は、公正かつ適正な手続を行っていない。
- (3) 先行する違憲、違法な答申、採択に基づき、教員が使用する教科書として、当該教科書及び当該教科書の教師用指導書(以下「当該図書」という。)を購入することが予想されるが、先行する違憲、違法が直接的原因となる当該図書の購入費は、違法な公金支出となる。予想される違法な公金支出金額は、323,400円である。よって、当該図書を購入するための財務会計行為(事前伺い、契約締結、支出負担行為、支出命令、支出)を行ってはならない。
- (4) 先行する違法行為が直接的原因による採択結果に基づき、担当者ら(市長、総務部長、管理課長、教育長、学校教育課課長、管内中学校7校の校長など)が、その後の財務会計行為を継承することが予想される事件であり、最高裁大法廷1952年7月13日判決「公金の支出が違法となるのは単にその支出自体が憲法89条に違反する場合だけではなく、その支出の原因となる行為が憲法20条3項に違反し許されない場合の支出もまた、違法となることが明らかである。」との判示等に該当する。

## 2 請求する措置

- (1) 教員用の当該図書の購入を差し止めることを求める。
- (2) 上記の措置を徒過し、教員用の当該図書を購入した場合、市長及び当該財務会計行為担当者らに対して、これによって被る損害(購入金員全額)の補填を求め、かつ、教員用当該図書の購入の直接的原因となる違法な採択を行った5名の教育委員に対して、同損害(購入金員全額)を連帯して返還するように求める。
- (3) 当該財務会計担当者らに対して、財政立憲主義に基づき、当該教科書が採択の目的に照らして適切な教科書であるのか、また、採択が適性かつ公正になされたのかについて点検・審査するなど適切な措置を講じるよう求める。

## 第4 監査の概要及び結果

請求人から教員用の教科書及び指導書の購入を差し止めるよう請求がなされていたが、この暫定的停止勧告については、地方自治法第242条第3項に、「・・・請求があった場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執

行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。・・・」と規定されており、本件については、文部科学大臣の検定を受けた教科書であり、請求人が予想するところの金額が323,400円であることより、勧告の要件である、違法であると思料するに足る相当な理由があり、当該行為により当該地方公共団体に生ずる回復の困難な損害には当たらないものと考えられるとともに、仮に購入を停止した場合には、当市における中学校教育を著しく阻害することが思料されるため、購入停止勧告は行わなかった。

次に、文部科学大臣の検定に合格した当該教科書の記述内容について数々の指摘をし、違憲、違法と断定し、当該教科書が採択されたことが、やはり違憲、違法と主張しているものであるが、そもそも教科書の記述内容の適否に関しては、文部科学大臣の検定によるものであり、文部科学省が所管する事務である。当市において処理する事務ではないので、住民監査請求の対象とはならないものである。教科書の内容が不適切で違憲、違法との検定の是非に及ぶ請求については、当監査の及ぶところではない。

その余の請求については、当市の教育委員会の採択に関し違憲、違法な答申、採択と主張するものの、財務会計上の個別具体的な違法又は不当を指摘したものでもない。

なお、監査途上において、一連の事務手続き及び当該図書購入に係る財務会計処理について、関係書類を確認するとともに関係職員から事情を聴取したところ、文部科学大臣が作成した教科書目録に登載された7社の教科書について、研究員の調査及び学校意見並びに県教育委員会の採択選定資料を参考にして、採択委員が採択委員会において3社に絞り込み、これを教育委員会に答申し、最終的に教育委員会がこの答申を受けて、3社の内から1社を採択したものである。これについて、違法或いは不当な事実は見あたらず、所定の法令等に基づき、適正に処理されていることが認められた。従って、請求人の主張は、認められない。

以上のとおり、本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の規定に定める要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないものである。

よって、請求人の請求を却下する。

以上